

### 日本廃棄物管理機構 (JAAO)

取締役 木川 仁

2005年(平成17

# 行政処分と刑事処分

年)の「行政処分の指針について(通知)」は、01年の指針を継承して運用されているが、00年度の許可取消件数が100件程度であったものが、01年度は約300件、04年度には約900件へと明らかに行政処分件数が増加する傾向を示しており、

行政処分に大きな影響を与えた通知であることが伺える。同通知は、最初に「行政処分の迅速化」について言及しているが、刑事処分との関係については、次のように述べている。

【違反行為に対しては、次に示すのを見て頂きたい。

同件に関する事例を次に示すのを見て頂きたい。

【違反内容】  
当該処理業者は、04年2月から06年4月までの間に、排出事業者である医療機関に無断で〇〇市の処分業者へ感染性廃棄物の焼却処理を再委託し、また、〇〇市は、07年7月2日、株式会社Eに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可取消の行政処分を行った。また、株式会社Eについては、07年7月6日付で△△警察署長に対して廃棄物処理法違反で告発した。

これらの行為は、廃棄物処理法の政省令で規定している再委託の手続き(あらかじめ排出事業者の書面による承諾が必要等)を経ることなく行われた違反行為である。

さらに、この件に関して、産業廃棄物管理票に特別管理産

業廃棄物である感染性廃棄物を産業廃棄物として虚偽記載するなどの違法行為を行った。

①特別管理産業廃棄物の運搬および処分についての再委託禁止違反  
②マニフェスト伝票の運搬・処分に関する回付義務違反  
③特別管理産業廃棄物の運搬および処分についての事業範囲の変更許可違反

【告発】  
産業廃棄物の中で最も厳正な処理が求められる特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物について、上記の違法行為が行われたことについて、上記違反内容は極めて悪質であるとして「廃棄物処理法」違反で告発したものである。

この事例の背景などは弊社がまとめた「廃棄物管理のための行政処分録書2010/2011」(日報出版発行)に譲るが、今後、本事例のように刑事処分が出る前に行政処分が行われるケースも散見されるようになると思われる。

## 選ばれる産業廃棄物処理

行政処分から見えてくる姿

《 4 》 (隔週掲載)

にもかわらず、廃棄物の適正処理について指導、監督を行うべき行政が何らかの処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、廃棄物行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、それを把握した場合に、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

〇〇市は、07年7月2日、株式会社Eに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可取消の行政処分を行った。また、株式会社Eについては、07年7月6日付で△△警察署長に対して廃棄物処理法違反で告発した。

この事例の背景などは弊社がまとめた「廃棄物管理のための行政処分録書2010/2011」(日報出版発行)に譲るが、今後、本事例のように刑事処分が出る前に行政処分が行われるケースも散見されるようになると思われる。

### 排出量と処理効果

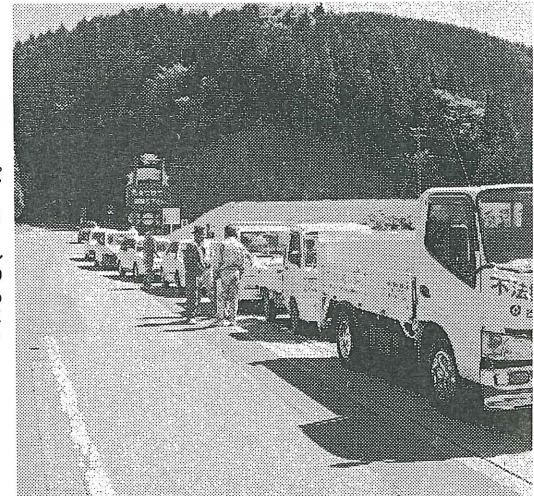
年度	2008年度(導入前)	2009年度(導入後)
廃棄量	46t	34t
廃棄種別	産業廃棄物	一般廃棄物
処理単価/kg	@150円/kg	@28円/kg
二酸化炭素	747kg	247kg

い検量・管理する。紙おむつは外部に委託した場合、特別管理産業廃棄物となる。このシステムを導入することで、残さを一般廃棄物やリサイクル先に委託できることから、処理費用が低減できるという。

同病院では09年12月に、生ごみバイオ処理システム「Bio-RRunnerNT」を

## 高野町で不投防止

(社)和歌山県産業廃棄物 発見した廃棄物を



パトロールのよう

尊前を出発した一行は、午後4時まで高野町の大門、奥の院、高野龍神スカイラインを経て、護摩山スカイタワーから高野町役場北側の住宅街の順路で巡回パトロールをした。

高野龍神スカイライン沿いで発見した廃棄物は撤去し、高野町塵芥処理センターに搬入し、パトロールに参加した一行はそこで解散

で巡回パトロールを実施したほか、「第13回クリーンアップキャンペーン」も浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(和歌山県田辺市)で協会員や家族など総勢306人が参加して行った。

7月には船舶による海上パトロールも行った。今後も継続的に同様の社会貢献活動を進めていく予定だ。

氏は科学部職員7人が担当し、科学的基礎知識および事故事例情報について講義のあと、グループを編成しデモンストレーションし実習が行われる。定員50人で、受講料は1人1万円(税込み)。

問い合わせ先 財団法人環境衛生センター 西日本支局 / ☎092・593・82266